

## 令和2年度

### 「ふれあい地域懇談会」に係る議題について

#### < 鎌倉地域－東地区 >

内容	
地域の懸案事項に関する報告	<ul style="list-style-type: none"><li>① 河川上部占有の許可状況と河川上部使用制限の必要性について</li><li>② 電源BOXの設置予定について</li></ul>
本年度の地域の議題に関する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>① 鎌倉市への防犯灯管理移管について</li><li>② 防犯灯補助事業に関して</li><li>③ 路地通路のアスファルト舗装、全面改修工事を！</li><li>④ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について</li><li>⑤ 会員高齢化に伴う町内会活動・運営上の問題</li><li>⑥ 市内全域食べ歩き、飲食、喫煙の禁止</li></ul>



## 地域の懸案事項に関する報告

鎌倉東-R2-1	河川上部占有の許可状況と河川上部使用制限の必要性について
鎌倉東-R2-2	電源BOXの設置予定について

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉東-R2-1
テ ー マ	河川上部占有の許可状況と河川上部使用制限の必要性について
概 要	裁判の進行状況及びその他の占有箇所の指導と今後の見込みについて
担 当 部 課	都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

河川や水路上部の占有については、下水道法に基づき行為の制限等の規制が設けられており、必要に応じて鎌倉市下水道条例に基づく手続きを経て許可しています。

しかし、不法占有されている箇所があるのも現状です。

二の鳥居から小町通りに抜ける水路上の不法占有物については、過去からの文書勧告等でも改善が図れないことから平成30年(2018年)10月に提訴し、令和元年度(2019年度)末までに口頭弁論が9回行われました。

今年度は5月19日に第10回口頭弁論が開催される予定でしたが、緊急事態宣言が延長されたことから延期となっています。

その他の箇所につきましては、現状や経過を調査し、対応方針を決定した上で文書勧告等を行い、適正化に向け取り組んでまいります。

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉東-R2-2
テ ー マ	電源BOXの設置予定について
概 要	鎌倉青少年会館広場への電源BOX設置予定について
担 当 部 課	こどもみらい部 青少年課

議題に対する回答等

令和2年度(2020年度)予算において、電源ボックス設置について予算計上をしていましたが、市内中小企業家貸支援等、新型コロナウイルスによる支援を最優先としていくことから、令和3年度(2021年度)以降に先送りすることとしました。

今般の状況への、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

添付資料



## 本年度の地域の議題に関する回答

鎌倉東-R2-1	鎌倉市への防犯灯管理移管について
鎌倉東-R2-2	防犯灯補助事業に関して
鎌倉東-R2-3	路地通路のアスファルト舗装、全面改修工事を！
鎌倉東-R2-4	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について
鎌倉東-R2-5	会員高齢化に伴う町内会活動・運営上の問題
鎌倉東-R2-6	市内全域食べ歩き、飲食、喫煙の禁止

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東-R2-1
テーマ	鎌倉市への防犯灯管理移管について
内容詳細	<p>小町上町明光自治会で維持管理を行っている自治会内の防犯灯 24 台について、鎌倉市への管理移管を考えております。</p> <p>市に移管する場合の条件として、全ての防犯灯を一体型にする必要があり、自治会として防犯灯全ての取り換え費用の半分以上を支払わなければなりません。更に、この件について市で会議を開き、その会議で決定しなければ移管できないとのことです。</p> <p>速やかに管理移管したいのですが。</p>
担当部課	防災安全部 市民安全課

議題に対する回答等	
<p>市では、新たに自治会町内会が管理する防犯灯の移管を受ける場合は、一元的な管理を行うために、市の防犯灯LED化事業実施の際に定めた統一規格に一斉交換していただく他、財産の移管にあたって、自治会町内会での決議を経たことを示す議事録の提出をお願いしております。</p> <p>これらの要件が整った段階で、市としては、速やかに移管手続の協議を進めてまいります。</p>	
添付資料	鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱

## 鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の住民組織が設置又は維持管理する防犯灯に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 自治会、町内会その他これらに類する団体（公益上の必要から市長が特に認めた場合は、個人を含む。）をいう。
- (2) 防犯灯 市内の住民組織（商店会を除く。）が設置又は維持管理する街路灯（アーチを除く。）で、犯罪及び事故の防止のために終夜点灯するもの（鋼管柱等の部分を除く。）をいう。
- (3) LED型防犯灯 光源に発光ダイオードを使用し、かつ、光源と器具本体が一体となった防犯灯をいう。
- (4) 従来型防犯灯 LED型防犯灯以外の防犯灯をいう。
- (5) 防犯灯柱 防犯灯を設置するため、住民組織が設置及び維持管理する鋼管柱等をいう。

### (補助の基準)

第3条 防犯灯に要する経費に対する補助は、200ワットの蛍光灯等によるものを上限として行う。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### (補助金の種類及び額)

第4条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 維持費補助金

ア 従来型防犯灯維持費補助金 1灯当たり次に掲げる額の合算額とする。

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条の規定により一般電気事業者が定める供給約款に基づく公衆街路灯の基準月における定額月額料金（総容量が200ボルトアンペアを超えるものについては、200ボルトアンペアのものに適用される料金による。以下「定額月額料金」という。）に12を乗じて得た額

(イ) 管球等の維持費として、年額800円

イ LED型防犯灯維持費補助金 定額月額料金に12を乗じて得た額とする。

(2) 設置費補助金 防犯灯（防犯灯柱を設置する場合にあっては、防犯灯柱を含む。）の設置に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき25,000円を限度とする。

(3) 改造費補助金 1灯又は1本当たり次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に

定める額とする。

ア 防犯灯改造費補助金 別表に定める防犯灯の改造（補修）工事を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき年間12,000円を限度とする。

イ LED型防犯灯改造費補助金 従来型防犯灯をLED型防犯灯に取り替えた場合又はLED型防犯灯の改造（補修）工事（器具の改造（補修）を行わないものを除く。）を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき年間20,000円を限度とする。

ウ 防犯灯柱取替工事費補助金 腐食等により防犯灯柱の取替工事を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1本につき年間25,000円を限度とする。

2 前項第1号の維持費補助金の交付に係る基準月は9月とし、同号に掲げる補助金の区分に応じた補助金額に同月1日現在設置されている従来型防犯灯及びLED型防犯灯の数を乗じて得た額を補助金の額とする。

（申請の手続）

第5条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 維持費補助金

次に掲げる書類を基準月により作成し、防犯灯維持費補助金交付申請書（第1号様式）に添えて11月末日までに市長に提出すること。

ア 防犯灯の維持管理に関する調書（第2号様式）

イ 防犯灯の所在を示す位置図

ウ 補助金の交付申請を行う者が防犯灯の電気料金を支出した実績を確認できる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 設置費及び改造費補助金

次に掲げる書類を添えて、防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書（第3号様式）を2月末日までに市長に提出すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、その期限後においてもこれを提出することができる。

ア 防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造（補修）に関する調書（第4号様式）

イ 設置又は改造（補修）工事施工業者の工事費内訳費及び領収書の写し

ウ 設置工事を施工した防犯灯又は改造（補修）工事を施工した防犯灯若しくは防犯灯柱の所在を示す位置図

エ その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の額を決定し、速やかに防犯灯維持管理費補助金交付(不交付)決定通知書(第5号様式)または防犯灯設置費・改造費補助金交付(不交付)決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、不正又は虚偽の申請により住民組織が補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、廃止前の鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱(昭和57年8月告示第5号)の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る防犯灯管理費補助金について適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

別表(第4条)

防犯灯改造(補修)工事

照明器具取替工事	1 200ワットの蛍光灯等への取替工事 2 1以外で市長が適当と認める照度のもの(従来型防犯灯に限る。)への取替工事
自動点滅器に係る工事	自動点滅器の設置又は修繕についての工事
その他の工事	1灯につき年間5,000円以上の経費を要した工事

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東-R2-2
テーマ	防犯灯補助事業に関して
内容詳細	<p>直近の防犯灯増設・移管についての各町内会の経費負担が増大している。</p> <p>例① 新設（既存柱、東電・NTT 支柱）（独立ポール支柱） 支柱設置・LED 照明器具取付工事 1 件 約 60,000～75,000 円</p> <p>例② 移設（独立ポール支柱を撤去新たに取付） 支柱撤去・新支柱設置・LED 器具取付 1 件 約 70,000～75,000 円</p> <p>例③ 移設（独立ポール支柱～東電電柱・NTT 支柱） 支柱～LED 器具取り外し→東電電柱・NTT 支柱に移す 1 件 45,000 円</p> <p>特例 設置場所が東電電柱より引込が長い場合に中間ポール支柱設置以上の場合は1基取付工事、 1 件につき約 90,000～100,000 円かかる</p> <p>※例1・特例については補助金1件につき25,000円</p> <p>※例2・例3については一連の工事扱いで、その他工事にあたるとして1件、12,000円となっている。</p> <p>今後は自然災害等で移設工事が増えると思いますので工事の種別として移設工事を追加して補助金額の増額を願いたい。</p>
担当部課	防災安全部 市民安全課

議題に対する回答等
<p>市では防犯灯の一元管理を推進するため、統一規格に交換した自治会町内会所管の防犯灯を市へ移管する取り組みを進め、令和元年度（2019年度）末時点で約9割の移管を受けております。</p> <p>一方、自治会町内会等の自主防犯団体が管理する防犯灯については、防犯灯維持管理費の補助制度を設けておりますが、昨年台風15号、19号などでは、不点灯や倒壊の事案が多く発生しており、対応に係るマンパワーや費用の面で、地域の皆さんの負担になっていると受け止めています。</p>

自主防犯団体における防犯灯の維持管理については、灯具を市の統一規格に交換することで、市の管理とすることが可能となりますので、御相談ください。

添付資料

鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱  
(鎌倉東-R 2 - 1 の添付資料と同様のため添付していません)

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東-R2-3
テーマ	路地通路のアスファルト舗装、全面改修工事を！
内容詳細	<p>鎌倉散策するなら車の通れない裏道＝路地を歩こう！勿論住民にとっては生活道路です。約20年間位アスファルト舗装による改修はされずにひび割れ、穴 etc 劣化が進んでいます。</p> <p>買い物用カート、旅行用カバンなどころがす騒音は非常に気になり町内から全面改修を要望されています。（雪ノ下1丁目大仏亭周辺中心、理想は市内路地全般）</p>
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
<p>道路舗装の修繕については、鎌倉市道路舗裝修繕計画に基づき計画的に修繕しています。</p> <p>同計画に位置付けられていない道路において要望等があった際は、緊急性のあるものから順次対応していることから、修繕には時間を要しています。</p> <p>御要望の大佛邸周辺の道路は計画に位置付けていないため、御要望として承ります。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東-R2-4
テーマ	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について
内容詳細	神奈川県で目下、鎌倉市内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に向け、現地調査を進めており、十二所、浄明寺などは説明会を開いたと聞く。扇ガ谷、佐助などの指定に向け、現状をうかがいたい。豪雨の際の避難指示をどう出すかについても聞きたい。
担当部課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に係る手続きとしては「基礎調査」、「公表」、「指定」という3段階があります。</p> <p>神奈川県に確認したところ、扇ガ谷、佐助等の地区については、現在、「基礎調査」を進めているところであり、令和3年（2021年）の指定を目指しているとのことでした。</p> <p>豪雨の際の避難指示などを発令する基準については「警戒レベル」という形で整理しています。</p> <p>気象庁が「早期注意情報」を公表したときは「警戒レベル1」に、「洪水注意報・大雨注意報等」を公表した時は「警戒レベル2」に相当します。</p> <p>「大雨警報等」が発表され、かつ、土砂災害の危険性が高まったと判断した場合は、「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を鎌倉市が発令し「高齢者・障害者・乳幼児等とその支援者」に危険な場所からの避難を呼びかけます。</p> <p>「土砂災害警戒情報等」が発表された場合、「避難勧告・避難指示（緊急）（警戒レベル4）」を鎌倉市が発令し、「危険な場所から全員避難」を呼びかけます。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東-R2-5
テーマ	会員高齢化に伴う町内会活動・運営上の問題
内容詳細	<p>高齢化に伴い、町内会役員・幹事等の候補者（適任者）の減少及び町内会活動の不活発が認められる。</p> <p>巨福呂坂町内会は10地区に分かれており、80歳以上の方が班長を務めていることが多い。そのため、どのようにしたら若い世代の方が参加してくれるのか。また、お年寄りが多い自治会はどのように運営しているのかを聞きたい。</p>
担当部課	市民生活部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
<p>地域コミュニティの活性化には、様々な役割を担う人材をより多く確保していくことが重要です。</p> <p>市では、平成30年度（2018年度）に運営のポイントや他地区の先進事例の紹介、必要な手続きなど役に立つ情報を掲載したハンドブックを市民活動団体と協働事業で作成しました。担い手・後継者不足の解消に向けて、親子向けイベントの開催や子どもが同伴できる会議の開催など、各自治会町内会で創意工夫されている取り組みなども掲載しています。</p> <p>また、自治会町内会同士が抱えている問題解決に向けた情報提供や意見交換を行う交流会も随時開催していますので、ご参加ください。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東-R2-6
テーマ	市内全域食べ歩き、飲食、喫煙の禁止
内容詳細	倫理・道徳・モラルを遵守出来る社会にしていきたい。 喫煙及び食べ歩き問題は現状の課題と今後の啓発について、短期、中期、長期的なビジョンを聞きたい。市民と職員が一緒になって、鎌倉を良くしていきたい。
担当部課	市民生活部 観光課 環境部 環境保全課

議題に対する回答等

市では、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を定め、歩行しながら飲食を行う行為を禁止するのではなく、マナーに対する意識向上を呼びかけることで市内における良好な環境の保全及び快適な環境を保持することに努めています。

まずは当該条例に対する理解の促進と認知度の向上を図るため、鎌倉市が作成した周知啓発ポスターの掲出について、関連する商店会に御協力いただき周知を図ったほか、市の発信する観光客向けのSNSや刊行物においても情報掲載をするなど周知啓発を行っています。

しかし、令和2年(2020年)2月に当該条例に関するアンケート調査を実施したところ、認知度が対象者の半数を下回る結果であったことから、更なる認知度の向上に向けて取り組みを行う必要があると考えており、バスや鉄道などの交通事業者へ当該条例の周知について協力依頼するなど、来訪者向けの周知啓発の取り組みを強化してまいります。

また、来訪前の旅行者等への周知啓発として、旅行会社や雑誌等のメディアに対しても当該取り組みへの協力を依頼していきたいと考えています。

今後も引き続き、鎌倉市観光協会や鎌倉市商工会議所など関係する団体等と連携して、国内外から多くの観光客が訪れる鎌倉において、歩行しながらの飲食による迷惑行為が行われないよう努めてまいります。（観光課）

また、現在市では、「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」において「市民等は路上喫煙をしないよう努めなければならない」と定め、さらに、鎌倉駅及び大船駅の周辺を路上喫煙の禁止区域に指定し、路上喫煙者への指導をしています。

今後は、喫煙者と非喫煙者の共存を図りつつ、受動喫煙対策の強化などが必要であると考えています。

このため、路上喫煙の禁止区域の市全域への拡大、屋内型喫煙所の整備をすすめ、周知啓発も充実していきます。

その他にも、キャンペーンの実施、パトロールの強化、民間事業者とのタイアップなど、喫煙マナーの向上につながる取組をすすめていきます。（環境保全課）

添付資料